

水先業務引受制限事項（阪南港）

(1) 一般的制限事項

- ① 港内の波高が高く、水先人が安全に乗下船出来ない恐れがある場合は業務を引き受けない。
- ② 現場の平均風速は、9m/s、波高1.2m以下を目安とする。
- ③ 係船能力（船型DWトン）を超える船舶については、港湾管理者（港湾局等）および港長の許可を取得したものであること。

(2) 特殊制限バース

- ① 関西精糖棧橋にLOAが160mを超える船舶を着棧させる場合、次の条件を前提とする。
 - (ア) 当該船の着棧について、予め港長の許可をとること。
 - (イ) 着離棧時は特に気象状態が平穏な時を選び、気象・海象の状態によっては着離棧を見合わせることを。
 - (ウ) 曳船の隻数とその選定については、水先人の意見を尊重する。
 - (エ) 着棧時の本船の移動、係留索のアテンド等は、本船および棧橋管理者の責任において行うこと。
 - (オ) 最大対象船舶30,000DWTの場合には、全長170m以下、喫水9.8m以下であること。